

税務課からのお知らせ

○住民税の申告についての豆知識

以下に該当する方は住民税の申告が必要です。

- ・前年の収入が給与収入のみの方（パート、アルバイト等を含む）で勤務先から村に「給与支払報告書」が提出されていない場合（提出の有無は勤務先にご確認ください）。
- ・給与・年金収入以外に収入のある方（住民税の申告では給与・年金以外の収入が20万円以下でも申告をしてください。所得税の確定申告では給与・年金以外の所得が20万円以下の方は申告不要です）。
- ・給与・年金の源泉徴収票に記載された以外の控除を受ける方（医療費控除等）。
※学生や主婦等で収入のない方についても、申告がない場合、非課税証明等の証明書を来庁時にその場で発行することができないことがありますのでご注意ください（発行の前に住民税の申告書を書いていただきます）。



平成26年度から個人住民税の均等割が引き上げになります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財前の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が平成23年12月2日公布・施行されたことに伴い村税条例の改正が行われ、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人村民税の均等割が3,000円から500円引き上げ、年額3,500円になります。

なお、個人県民税の均等割についても500円引き上げ、1,500円になりますので平成26年度からの村・県民税（個人）の均等割合計は年額5,000円になります。

■納める額（均等割税率）

| | 現行(年額) | 引き上げ後(年額) |
|-------|--------|-----------|
| 個人村民税 | 3,000円 | 3,500円 |
| 個人県民税 | 1,000円 | 1,500円 |
| 合計 | 4,000円 | 5,000円 |

■適用期間

平成26年度から平成35年度までの10年間。
※均等割は所得金額にかかわらず定額で課税されます。
※個人住民税（村民税及び県民税）が非課税の方は均等割の引き上げの影響はありません。

問合せ 税務課 ☎82-1224

高齢者の肺炎球菌ワクチン

予防接種費用を一部助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎の中でも最も多い原因となる「肺炎球菌」によって起こる病気を防ぐワクチンです。

対象者 東秩父村に住所がある以下のすべてに該当する方
・接種日に65歳以上の方
・初めての接種あるいは接種から5年以上経過をした方

接種期間 平成26年3月31日まで

助成金額 4,000円を限度（接種金額が4,000円未満の場合はその額）※生活保護受給者は全額助成

接種方法 医療機関に予約のうえ、直接受診してください。

申請方法 領収書と接種済証あるいは肺炎球菌ワクチン予防接種をしたことがわかるものを助成金交付申請書に添付して、保健衛生課または保健センターに提出してください（対象者には直接、申請書等を送付済です）。

問合せ 保健センター ☎82-1557

高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

対象者 東秩父村に住所がある以下のいずれかに該当する方
・接種日に65歳以上の方
・60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の障がいのある方（身体障害者手帳1級程度）

接種期間 平成25年10月20日から
12月25日

接種料金 自己負担1,000円
（公費負担3,600円）
（生活保護受給者は無料）

接種方法 医療機関に予約のうえ、直接受診してください。

問合せ 保健センター ☎82-1557